

表題部 (主である建物の表示)	調製	平成6年11月10日	不動産番号	0118000029215	
所在図番号	余白				
所在				余白	
家屋番号	余白				
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造陸屋根瓦葺2階建	1階	84	24	昭和48年9月30日新築
		2階	43	74	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年11月10日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和49年3月1日 第12276号	所有者) 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年11月10日
2		平成13年11月16日 第76627号	原因
3		平成14年3月5日 第13327号	原因 平成14年2月27日
4	所有権移転	平成30年8月31日 第53369号	原因 平成30年7月27日 受託者
	信託	余白	信託目録第83号

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	昭和54年3月20日 第24297号	原因 昭和54年3月6日設定 極度額 金2,500万円 債権の範囲 銀行取引 債務 〇号 株式会社 根抵当権者 千代田区大手町一丁目5番5号 株式会社 共同担保 目録(イ)第1952号 順位5番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権変更	昭和62年10月30日	原因 昭和62年10月29日変更

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
		第106069号	債務者 1 順位5番付記1号の登記を移記
付記2号	1番根抵当権変更	昭和62年10月30日 第106070号	原因 昭和62年10月29日変更 極度額 金5,000万円 順位5番付記2号の登記を移記
2	根抵当権設定	昭和62年10月30日 第106071号	原因 昭和62年10月29日設定 極度額 金3,000万円 債権の範囲 銀行取引 根抵当権者 千代田区大手町一丁目5番5号 共同担保 目録の第3248号 順位6番の登記を移記
3	根抵当権設定	平成1年11月28日 第96132号	原因 平成1年11月22日設定 極度額 金2,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 債権 保証取引、保証委託取引 債務者 根抵当権者 共同担保 目録の第692号 順位7番の登記を移記
	除目	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年11月10日
4	1番、2番根抵当権抹消	平成22年9月28日 第63614号	原因 平成22年9月27日解除

信託目録		調製	余白
番号	受付年月日・受付番号	予備	
第83号	平成30年8月31日 第53369号	余白	
1 委託者に関する事項	東京都		
2 受託者に関する事項	東京都		
3 受益者に関する事項等	受益者 東京都		
4 信託条項	1、信託の目的 本件信託は、委託者の体調変化があつたとしても、信託した財産を受益者のために管理・運用・処分を行うことによつて財産管理を継続し、受益者の生活・介護・療養・納税等に必要の住まい及び資金を給付することにより受益者の活動の基盤を確保し、かつ信託財産を適正に管理承継させることを目的とする。		

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4 信託条項

2、信託財産の管理、運用及び処分の方法

- 1. 受託者は、信託不動産の維持・保全・修繕を受託者が適当と認める方法、時期及び範囲において行う。
- 2. 受託者は、信託不動産を受託者の裁量で第三者に賃貸することができる。
- 3. 受託者は、信託不動産につき、既に賃貸借契約が締結されているときは、当該賃貸借契約上の賃貸人の地位（一切の権利義務を含む）を委託者から承継する。
- 4. 受託者は、信託事務処理上必要と判断した場合、土地の地目変更・分筆合筆その他の不動産の表示に関する登記手続等を行うことができる。
- 5. 受託者は、信託の目的に照らして相当と認めるときは、信託不動産を換価処分し、又は新たな土地・建物の購入、開発、建設、建替え、解体等を行うことができる。また、受託者は、これらの土地及び建物に係る滅失・建物表題等の表示に関する登記、所有権保存・移転等の権利に関する登記その他一切の登記手続を行うことができる。

3、信託の終了事由

- 1. 委託者が死亡したとき。
- 2. 受託者及び受益者が合意したとき。
- 3. その他信託法に定める事由が発生したとき。

4、その他の信託条項

- 1. 本件信託終了時の残余の信託財産のうち、信託不動産については、受託者()を帰属権利者とし、同人が死亡している場合()を帰属権利者とする。
- 2. 本件信託は、本件信託の目的に反しない限り、受託者及び受益者の書面による合意によって変更することができる。

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局城北出張所管轄)

平成30年9月10日

横浜地方法務局

登記官

中島由美子



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。